

令和7年度建設工事等に係る  
**資格制限・指名停止措置状況一覧**  
(破産宣告・金融機関取引停止等による資格制限・指名停止を除く)

NO	業者名及び所在地	期間	理由												
17	日本交通技術㈱ ほか2社	令和8年1月6日から 下記期間	当該事業者らが、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反したとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の2(1)ウ適用) ※ 日本交通技術㈱を除く2社には第4条第2項も適用												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業者名</th><th>所在地</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本交通技術㈱</td><td>東京都台東区</td><td>4か月</td></tr> <tr> <td>大日コンサルタント㈱</td><td>岐阜市</td><td>2か月</td></tr> <tr> <td>(株)トーニチコンサルタント</td><td>東京都渋谷区</td><td>2か月</td></tr> </tbody> </table>		業者名	所在地	期間	日本交通技術㈱	東京都台東区	4か月	大日コンサルタント㈱	岐阜市	2か月	(株)トーニチコンサルタント	東京都渋谷区	2か月
業者名	所在地	期間													
日本交通技術㈱	東京都台東区	4か月													
大日コンサルタント㈱	岐阜市	2か月													
(株)トーニチコンサルタント	東京都渋谷区	2か月													
16	株安藤・間 ほか2社	令和7年12月2日から 令和8年2月1日まで (2か月)	当該事業者らが、兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所発注の(国)178号浜坂道路Ⅱ期居組トンネル(仮称)建設工事において、安全管理の措置が不適切であったために工事関係者に重傷者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の7(2)適用)												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業者名</th><th>所在地</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱安藤・間</td><td>東京都港区</td><td rowspan="3">2か月</td></tr> <tr> <td>㈱吉田組</td><td>姫路市</td></tr> <tr> <td>株本建設工業㈱</td><td>美方郡新温泉町</td></tr> </tbody> </table>		業者名	所在地	期間	㈱安藤・間	東京都港区	2か月	㈱吉田組	姫路市	株本建設工業㈱	美方郡新温泉町		
業者名	所在地	期間													
㈱安藤・間	東京都港区	2か月													
㈱吉田組	姫路市														
株本建設工業㈱	美方郡新温泉町														
15	全淡建設㈱ (南あわじ市)	令和7年11月18日から 令和8年1月17日まで (2か月)	当該事業者が、一般建設工事等の県内における施工等において、安全管理の措置が不適切であったために工事関係者に死亡者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の8(1)適用)												
14	㈱日本管財環境サービスほか1社	令和7年11月18日から 令和8年2月17日まで (3か月)	当該事業者らが、兵庫県企業庁発注の多田浄水場運転管理業務委託において、不適切な安全管理措置により、公衆に負傷者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の5(2)適用)												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業者名</th><th>所在地</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱日本管財環境サービス</td><td>大阪府大阪市</td><td rowspan="2">3か月</td></tr> <tr> <td>㈱ナカボーテック</td><td>東京都中央区</td></tr> </tbody> </table>		業者名	所在地	期間	㈱日本管財環境サービス	大阪府大阪市	3か月	㈱ナカボーテック	東京都中央区				
業者名	所在地	期間													
㈱日本管財環境サービス	大阪府大阪市	3か月													
㈱ナカボーテック	東京都中央区														
13	日本郵便㈱ (東京都千代田区)	令和7年11月1日から 令和7年12月31日まで (2か月)	当該業者が、近畿運輸局より貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を受けたため。 (指名停止基準別表第2の7(5)イ適用)												
12	Dai gasガスアンドパワーソリューション㈱ (大阪府大阪市)	令和7年10月15日から 令和8年1月14日まで (3か月)	当該業者が、大阪府知事から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(2)ウ適用)												

令和7年度建設工事等に係る  
**資格制限・指名停止措置状況一覧**  
(破産宣告・金融機関取引停止等による資格制限・指名停止を除く)

NO	業者名及び所在地	期間	理由
11	新明和工業株 (宝塚市)	令和7年10月15日から 令和8年2月14日まで (4か月)	当該業者が、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づき、違反の事実を公表されたため。(指名停止基準別表第2の2(1)ウ、第3条第2項(3)及び第4条第2項適用)
10	(資格制限) 教育情報パートナーズ株 (東京都渋谷区)	令和7年9月5日から 令和8年3月4日まで (6か月)	当該業者が、福祉部こども政策課の兵庫県放課後児童支援員認定資格研修等事業業務委託に関し、業務委託契約を締結したにもかかわらず、契約を履行する見込みがなく、契約書の規定に基づき契約を解除されたため。(入札参加資格制限基準(2)カ(イ)適用)
9	有村工業株 (大阪府大阪市)	令和7年8月26日から 令和8年2月25日まで (6か月)	当該業者が脱税の容疑で起訴されたため。(指名停止基準別表第2の7(3)適用)
8	株渡商 (北海道札幌市)	令和7年8月15日から 令和7年11月14日まで (3か月)	当該事業者が北海道知事より建設業法第28条の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。(指名停止基準別表第2の6(2)ウ適用)
7	【指名停止解除】 株司塗装店 (西宮市)	令和7年8月7日解除	当該業者が兵庫県指名停止基準の措置要件に該当しなくなつたため。(指名停止基準第3条第5項準用)
6	アークシステム株 (京都府京都市)	令和7年8月1日から 令和8年1月31日まで (6か月)	当該業者の代表者及び役員が脱税の容疑で逮捕されたため。(指名停止基準別表第2の7(3)適用)
5	株中央技術コンサルタンツ (東京都新宿区)	令和7年7月24日から 令和8年1月23日まで (6か月)	当該事業者の社員が、宮城県気仙沼市が発注した複数の道路工事の設計の入札を巡り、公契約関係競売等妨害の罪で逮捕されたため。 (指名停止基準別表第2の3(3)適用)
4	株ADKマークティング・ソリューションズ (東京都港区)	令和7年7月8日から 令和7年9月7日まで (2か月)	当該事業者らが、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条違反により排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 (指名停止基準第4条第2項及び別表第2の2(1)ウ適用)
3	株岩本建設 (姫路市)	令和7年6月24日から 令和7年8月23日まで (2か月)	当該事業者が、兵庫県中播磨県民センター姫路土地改良センター発注の須加院地区(第3工区)ほ場整備工事において、安全管理の措置が不適切であったために工事関係者に重傷者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の7(2)適用)
2	(資格制限) 丹波石油株 (丹波市)	令和7年6月10日から 令和7年12月9日まで (6か月)	当該事業者が、兵庫県立丹波医療センター発注の燃料(0.1A)の入札に関し、正当な理由が無く、入札し落札決定したにもかかわらず契約締結を拒んだため。 (入札参加資格制限基準(2)カ(ア)適用)

令和7年度建設工事等に係る  
**資格制限・指名停止措置状況一覧**  
(破産宣告・金融機関取引停止等による資格制限・指名停止を除く)

NO	業者名及び所在地	期間	理由
1	日精(株)ほか3社	令和7年4月22日から 令和7年6月21日まで (2か月)	当該事業者らが、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条違反により排除措置命令及び課徴金納付命、あるいは違反の事実を公表されたため。 (指名停止基準別表第2の2(1)ウ、指名停止基準第4条第2項適用)
業者名		所在地	期間
日精(株)		東京都港区	2か月
住友重機械搬送システム(株)		東京都品川区	
I H I 運搬機械(株)		東京都中央区	
新明和工業(株)		兵庫県宝塚市	